

事 務 連 絡  
平成23年3月31日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 保育担当部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応等についてお示しした「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(平成23年3月11日雇児総発0311第1号・社援総発0311第1号・障企発0311第1号・老総発0311第1号)を補足するため、平成23年3月25日付事務連絡により、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」(以下Q&A)を発出したところです。

今般、Q&Aの質問19において別途お示しすることとしていた、4月以降の保育所運営費の取扱い等について、Q&Aに追加(質問20~21)しましたので連絡いたします。

また、このほかにも疑義等があれば、随時御照会くださいますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

代表：03-5253-1111

直通：03-3595-2542

○全般 企画調整係 田上、高橋、渡部(内7920)

○Q14~22 運営費係 芝海、当新 (内7929)

○Q24~25 地域保育係 平山、有川、島田(内7928)